

審議会等の会議開催のお知らせ

1 会議名	第49回松江市都市計画審議会（書面会議）
2 設置根拠 及び設置年月日	設置根拠 松江市都市計画審議会条例 設置 平成17年7月12日
3 所掌事項	(1)都市計画法第19条の規定により都市計画を決定する場合における事前審議に関すること。 (2)市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について調査審議すること。 (3)都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること。 (4)前3号に掲げるもののほか、市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。
4 開催日時	令和4年2月14日（月） 意見等受付開始 令和4年2月18日（金） 意見等受付終了 令和4年2月28日（月） 採択回答書提出期限
5 開催場所	書面開催のためなし
6 議題及び 公開・非公開の別	議事 【議案】 1 松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）道路の変更（松江市決定） （3・6・53号 揖屋馬潟線） 【議題】 1 松江市立地適正化計画の改定（防災指針の策定）について 2 松江市立地適正化計画の改定について 【全て公開】
7 非公開の理由	
8 傍聴手続きの方法	書面開催のため、傍聴はなし。 ただし、資料請求があれば提供しますので、令和4年2月28日（月）午前9時から16時までの間で都市政策課計画係までお越しください。
9 傍聴定員	書面開催のためなし
10 問い合わせ先	歴史まちづくり部 都市政策課 計画係 電話 (0852) 55-5373
11 その他	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から書面会議といたします。